

## 令和7年度 がん予防普及啓発事業業務委託企画提案募集要領

### 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名  
がん予防普及啓発事業業務委託
- (2) 委託業務内容  
別添仕様書による。
- (3) 履行期限  
令和7年10月31日（金）
- (4) 委託業務に要する費用  
561千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 企画提案参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当しない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

### 3 企画提案書の作成

企画提案参加者は、別添仕様書の記載事項を踏まえ、次の(1)から(4)の項目について任意の様式にて企画提案書を作成し、提出すること。ページ数は問わない。

- (1) 具体的な広報イメージ及びコンセプトの説明
- (2) 広報予定（期間、時間帯、回数等）
- (3) 広報媒体等及びそれらが効果的と考える理由
- (4) 実施スケジュール

### 4 企画提案に係るスケジュール

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 企画提案に係る質問提出期限 | 令和7年6月20日（金）午後5時必着 |
| (2) 質問回答掲載        | 6月24日（火）午後5時       |
| (3) 参加表明書提出期限     | 6月27日（金）午後5時必着     |
| (4) 企画提案書等提出期限    | 7月23日（水）午後5時必着     |
| (5) 企画提案書審査       | 7月24日（木）～25日（金）※予定 |
| (6) 契約候補者選定結果通知   | 7月28日（月）～30日（水）※予定 |

## 5 応募方法

### (1) 提出書類

#### ア 参加表明書

企画提案に参加を希望する事業者は、「参加表明書」（様式 1）により 4-③に定める期日までに電子メールで申し込むこと。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

なお、「参加表明書」を提出後、諸般の事情により辞退する場合は、「辞退届」（様式 3）を 4-③までに電子メールで提出すること。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

#### イ 企画提案書及び見積書

(7) 企画提案書（任意様式） 8部（正本1部，写し7部）

(イ) 費用見積書（任意様式） 8部（正本1部，写し7部）

※ 各積算項目の内訳を記載し、全ての費用を積算すること。

なお、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

また、提案にあたっては、1-④の金額を上限として積算すること。

### (2) 企画提案書等の提出方法及び提出期限

ア 提出方法 持参又は郵送

イ 提出期限 4-④のとおり。

なお、期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退とみなす。

### (3) 企画提案に係る質問の提出方法等

ア 提出方法 「質問書」（様式 2）に質問内容を記載し、FAX 又は電子メールにより提出すること。（電話による質問は受け付けない。）送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

イ 提出期限 4-①のとおり。

ウ 回 答 4-②までに、県ホームページに掲載する。

### (4) 企画提案に係る留意事項

ア 企画提案書は、1者につき1案に限る。

イ 提出された企画提案書等は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。

ウ 採用された企画書の使用権は、県に帰属する。

エ 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正または変更する場合がある。

オ 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

カ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

## 6 選定及び契約の締結

### (1) 審査・選定

企画提案書類等を選定委員会において審査し、最も優れているとされた企画書を

提出した者（以下、「最優秀企画提案者」という。）を契約の相手方の候補者として決定する。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、問合せを行うことがある。

(2) 選定結果

選定結果は、企画提案者全員に対して書面により通知する。

なお、選定結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

(3) 契約締結

県は、契約の相手方の候補者として選定された最優秀企画提案者と協議の上、仕様書を決定し、業務委託契約を締結する。

委託契約については、原則として最優秀企画提案者（第一位）と締結するが、委託業務に関して必要な協議が合意に至らない場合、又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、県とその者が協議の上、契約を締結する。

7 書類等提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部健康増進課がん対策係 担当：内

【TEL】099-286-2721 【FAX】099-286-5556 【mail】kenzo@pref.kagoshima.lg.jp